

第1章 都市計画マスタープランの概要

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランの背景と目的

1) 都市計画マスタープラン策定の背景

徳之島町（以下、「本町」という。）では、平成15年3月に住民参加のもと「徳之島町都市計画マスタープラン」を策定し、その後、平成20年3月見直し、地域の風土に合わせた都市づくりを総合的かつ体系的に進めるために、「南の島の自然と風土を活かし、人と人とのふれあいを大切に、住みよさと快適さを追及するすこやかまちづくり」を将来都市像に掲げ、「コンパクトな市街地と効率的な交通ネットワークによる都市の形成」、「便利で快適な生活環境の創出」、「徳之島町らしさの継承と創造」の3つを都市づくりの方針にまちづくりを進めてまいりました。

前回見直し策定時から15年が経過し、「人口減少・少子高齢化の進行」、「社会・経済情勢の変化」、「地球環境問題の顕在化」、「安全・安心に対する意識の高まり」等、我々の生活を取り巻く環境は大きく変化し、本町においても、人口・土地・道路・産業等、まちの状況は変化しています。

今回、これらの変化を踏まえ、令和4年度からスタートした「第6次徳之島町総合計画」との整合を図るとともに、今後の時代に応じたまちづくりの指針として本計画の策定を行うこととしました。

2) 都市計画マスタープランの目的と役割

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」をいい、都市計画の土地利用、施設整備・開発事業などの基本となるものです。

(参考) 都市計画法 抜粋

【市町村の都市計画に関する基本的な方針】

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

なお、都市計画マスタープランは、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、具体的な計画内容を示すものではありません。

長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするもので、都市づくりを進めていくための指針となるものです。都市計画マスタープランで示す将来像は、広く住民や事業者などに共有され、都市づくりの方針に基づき、住民・事業者・行政などのそれぞれが互いの役割を持って実現していくための羅針盤となります。

土地利用規制・誘導や都市施設の整備などの都市計画の具体的な各施策はこの指針に基づいて実施していくことになります。

都市計画マスタープランの果たす主な役割は、次のとおりです。

【都市計画マスタープランの果たす主な役割】

■実現すべき具体的なまちの将来像が示されます

徳之島町の町全体及び地域レベルで将来のあるべき姿やまちづくりの方針等を具体的なまちの将来像としてビジュアル的に示していきます。

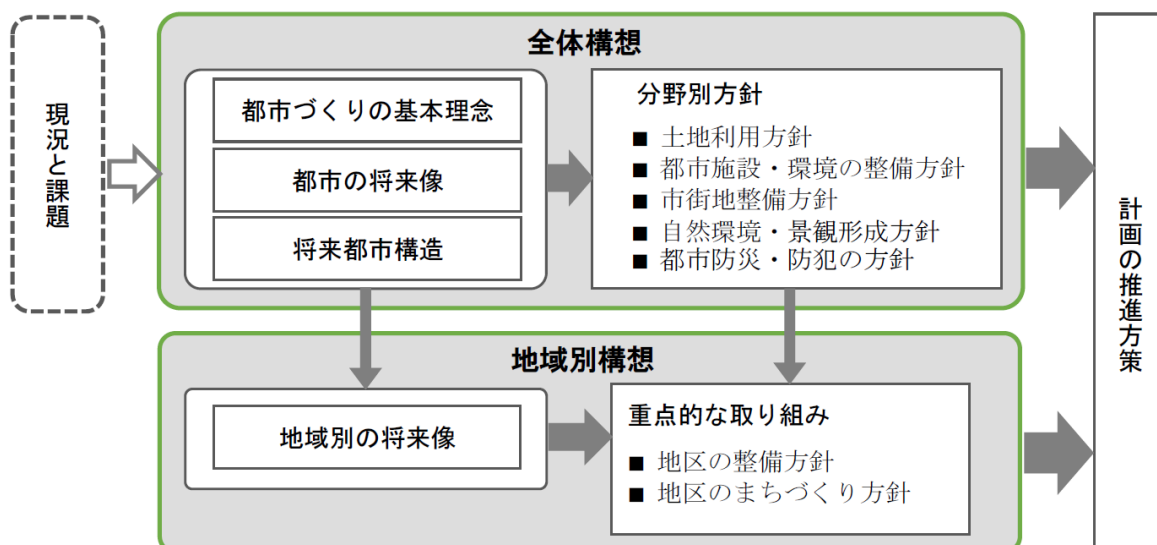
■個別の都市計画に関する地域住民の理解を得る根拠となるとともに、住民と行政の協働によるまちづくりの一歩となります

これからのまちづくりは、住民との協働が必要不可欠です。都市計画マスタープランでは、策定にあたり住民参加の場を設けることが義務付けられていることから、都市計画に関する地域住民の理解を得る根拠や住民と行政の協働によるまちづくりを進める基盤となります。

■都市計画相互の調整を図るとともに、今後の個別都市計画における決定、変更の根拠となります

都市計画マスタープランは、総合的なまちづくりの根拠となることから、個別に進められてきた傾向にある既定計画について相互の整合性が図られるとともに、拘束力を持つ個別の都市計画決定、変更の方針を示す誘導指針となります。

【都市計画マスタープランの考え方】



1-2 計画の位置づけ

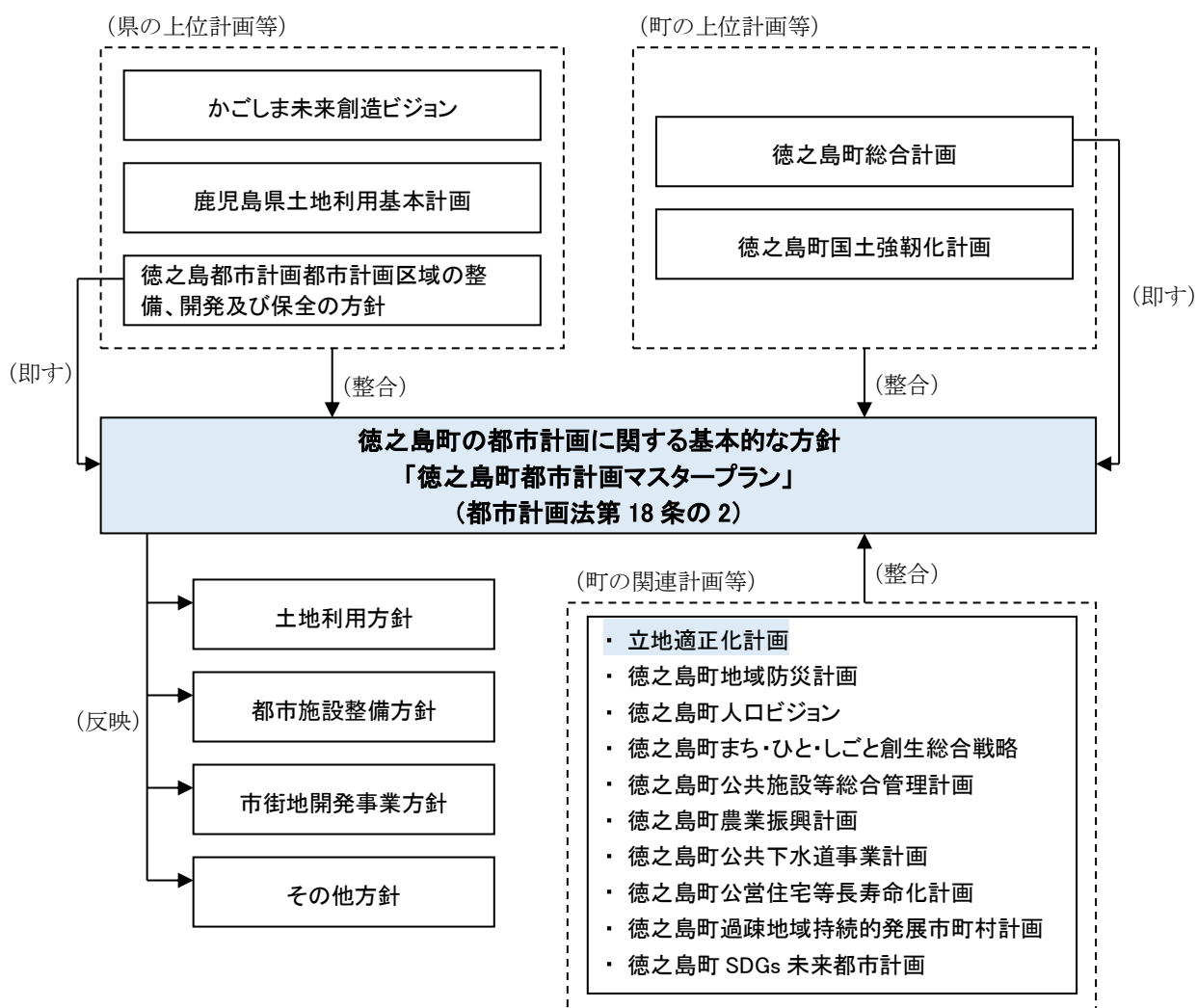
徳之島町都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すものであり、議会の議決を経て定める町の基本構想（地方自治法第2条第4項以下「総合計画」という。）と、県が定める徳之島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2以下「都市計画区域マスタープラン」という。）に即して定めることとなっています。

これは、徳之島町における個別の都市計画を定めるにあたり、相互の整合性や総合性を確保する役割を果たします。

また、住民意向の反映が望まれていることから、住民の都市計画への理解を深める手段、住民と行政の協働によるまちづくりの一步となります。

なお、令和3年度に策定した都市再生特別措置法第81条に基づく「徳之島町立地適正化計画」は、都市全体の構造を見渡しなが、将来の人口減少や高齢者の増加等を踏まえ、居住機能や都市機能の誘導に向けた基本的な方向性を示したものであり、都市計画マスタープランの一部とみなされることから、整合性の確保を図ります。

【計画の位置づけ】



1-3 徳之島町都市計画マスタープランの構成内容と計画期間

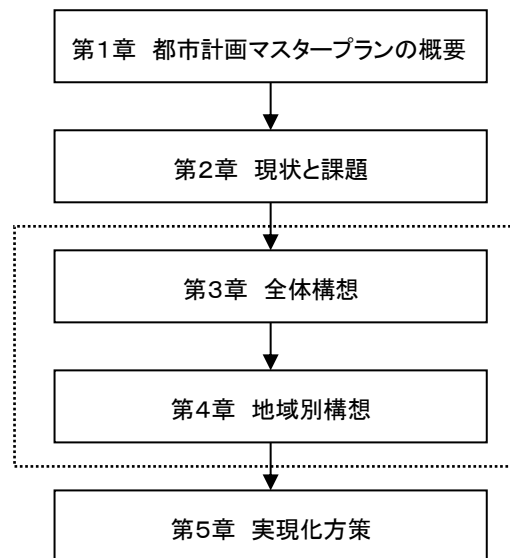
1) 構成内容

徳之島町都市計画マスタープランは、大きく分けて「全体構想」と「地区別構想」の2つの柱で構成するものとします。

「全体構想」は、町の将来の都市づくりの目標とまちの骨格を表す都市構造を示すとともに、これらの目標に沿った土地利用方針、都市施設整備の方針などを定めます。

「地区別構想」は、全体構想を受け、地区の実状や特性に応じたまちづくりのテーマと重点的な取り組み、土地利用の方針や道路・交通施設、公園・緑地の整備方針を定めます。なお、地区の区分については、自然地形や交通体系、市街地形成の歴史を踏まえ3地区に区分するものとします。

【図一 計画の構成内容】

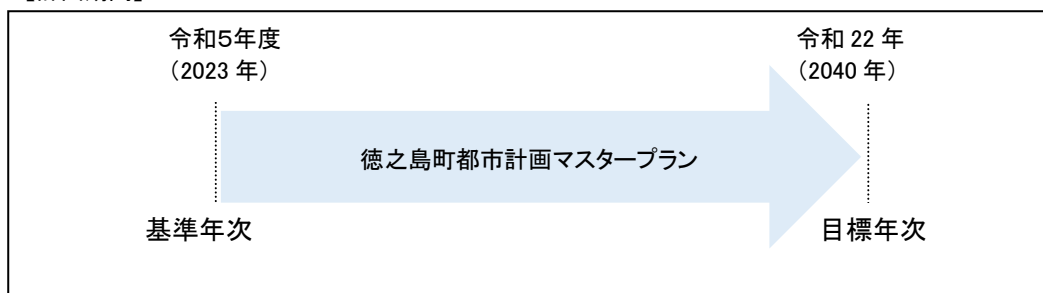


2) 計画期間

本計画では、基準年を令和4年度（2022年度）とし、目標年次は概ね20年後を目標令和22年度（2040年）として定めます。

ただし、本町の上位計画との整合性や、社会経済情勢等の変化への対応が求められる場合は、計画期間中においても必要に応じ適宜見直しを検討します。

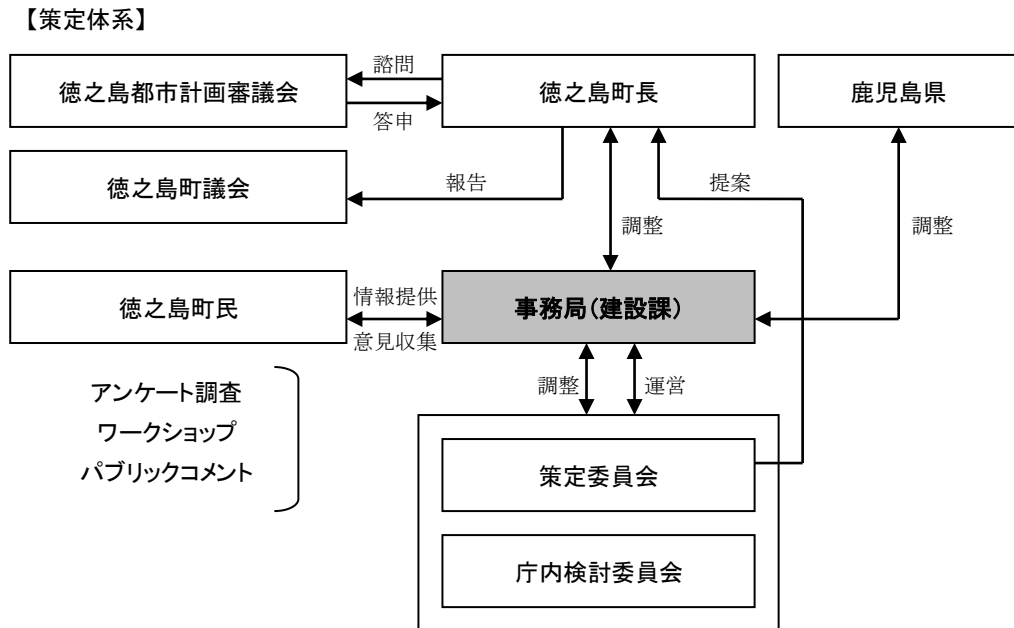
【計画期間】



1-4 計画策定の流れと取り組み

地域の特性を活かした個性的なまちづくりの推進には、住民・事業者・行政の協働での取り組みが必要との認識から、計画づくりの段階からの住民や事業者の参加を促し、その意見や意向を的確に計画へ反映していくため、下図に示す体制で計画策定を行いました。

また、広く住民の意見を反映させるため、住民アンケート調査を実施し、意見を収集しながら計画案を作成しました。



■ 策定委員会

策定委員会は、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく、徳之島町の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に定める事項について検討する組織として位置づけます。

委員は、町長、議会代表（1名）、県関係者（1名）、庁内関係各課長（5名）、商工会代表（1名）、自治会代表（5名）、その他関係団体（1名）の計15名で構成され、計3回にわたり、各分野別施策の方針（全体構想）及び地域別構想の計画（案）について協議して頂きました。

写真予定

■ アンケート調査

都市計画マスタープランを策定するにあたって、広く住民の意見を聞き、町の現状に対してどのように感じているのか、また将来のあるべき町の姿についてどのように考えているのかを把握することを目的に、アンケート調査を行いました。

アンケートは、令和4年7月に、都市計画区域内に在住する20歳以上の住民1,200人を対象に実施しました。

※アンケート調査結果については、巻末資料をご参照下さい。

■ ワークショップ

都市計画事業の円滑な推進は、基本となる“計画”の立案過程において、十分な住民意向の反映が必要不可欠です。したがって、地域にかかわるさまざまな立場の人々のまちづくりに対する意識の高揚を図るとともに、幅広い住民の意見を計画に反映することを意図して、住民参加型の共同作業形態のワークショップを開催しました。

なお、ワークショップは区域内を5地区（5地区＋青年団）に分けて1回開催しました。



■ パブリックコメント

(2月末～3月上旬にかけて実施予定)